

指定訪問介護・指定介護予防総合事業訪問介護

ヘルパーステーション 笑美寿

重要事項説明書
契約書

お客様(利用者)氏名 _____ 様

【重要事項説明書】

◎当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話： 076-443-9255

担 当： 野尻 雅枝

※ご不明な点は、お気軽にお尋ね願います。

◎事業者の概要

所在地 富山県富山市田畑 852-3

事業者名 株式会社 ブレイン 代表取締役 酒井 重数

TEL 076-471-7841 FAX 076-471-7851

◎ヘルパーステーション笑美寿の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

【本 部】名称・所在地	ヘルパーステーション笑美寿（富山市田畑 852-3）
【出張所 1】名称・所在地	あかえ出張所（富山市下赤江町 2-3-14）
【出張所 2】名称・所在地	東富山出張所（富山市中田 2 丁目-8-37）
管理者	野尻 雅枝
サービスの種類	指定訪問介護事業所（総合事業含む）
介護保険指定番号	1670115730（令和 7 年 8 月 1 日指定）
サービスを提供する対象地域	富山市全域

*上記地域以外のご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計
管理者	1 名（兼）	0 名	1 名
サービス提供責任者	1 名	1 名（兼）	2 名
訪問介護員	0 名	12 名	12 名
計	2 名	13 名	15 名

(3) 営業時間

○サービス提供

営業日及び営業時間 営業は年中無休です。

- ・ サービス提供時間は、事前に居宅介護支援事業者等により計画された居宅サービス計画に基づくものとし、原則として緊急のサービス依頼をお受けすることは出来ません。
- ・ 24 時間のサービス提供可能

○サービス受付

- ・ 営業日 土、日 12 月 30 日～1 月 3 日を除く 8：30～17：30
- ・ 電話等により、24 時間常時連絡が可能です。

◎サービス内容

身体介護 食事介助 入浴介助 排泄介助 清拭 等
生活援助 買い物 調理 掃除 洗濯 等

◎料 金

- ① 利用料金 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣の定める額の介護保険負担割合証の利用負担額とする。
- ② サービス利用が限度額を超える場合は、超過分が全額負担となります。
- ③ やむを得ない事情でかつ利用者又は、その家族の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- ④ 事業所と同一敷地内に所在する建物に居住するものは10%の減算の料金になります。

[料金表]

「要介護1～5」の場合

※通常時：(1単位に10.21円乗じた金額を表示)

身体介護が中心の場合

訪問時間	略称	基本単位	保険給付費	利用者負担額	標準以外の時間帯の場合	
				標準の時間帯 8時～18時	夜間・早朝の場合 18時～22時 6時～8時	深夜の場合 22時～6時
20分未満	身体01	163単位	1664円	166円	208円	250円
20分～30分未満	身体1	244単位	2491円	249円	311円	374円
30分～60分未満	身体2	387単位	3951円	395円	494円	596円
60分～	身体3	567単位	5789円	579円	724円	868円

*自己負担額は、夜間・早朝が25%増、深夜帯は50%増となります。

*1.5時間以上の場合は、ご相談ください。

*2人介助の場合は200%増となります。

生活援助が中心の場合

訪問時間	略称	基本単位	保険給付費	利用者負担額	標準以外の時間帯の場合	
				標準の時間帯	夜間・早朝の場合	深夜の場合
20分～45分未満	生活2	179単位	1827円	183円	229円	275円
45分以上	生活3	220単位	2246円	225円	281円	337円

*自己負担額は、夜間・早朝帯が25%増、深夜帯は50%増となります。

*20分未満の設定はありません。

※特定事業所加算Ⅱ：(1 単位に 10.21 円乗じた金額を表示)

身体介護が中心の場合

訪問時間	略称	基本単位	保険給付費	利用者負担額 標準時間帯 8～18時	標準以外の時間帯の場合	
					夜間・早朝 18～22時、6～8時	深夜 22～6時
20分未満	身体01	179単位	1,827円	183円	229円	274円
20～30分未満	身体1	268単位	2,736円	274円	342円	411円
30～60分未満	身体2	426単位	4,349円	435円	544円	653円
60分～	身体3	624単位	6,371円	637円	797円	956円

*自己負担額は、夜間・早朝が25%増、深夜帯は50%増となります。

*1.5時間以上の場合は、ご相談ください。

*2人介助の場合は200%増となります。

生活援助が中心の場合

訪問時間	略称	基本単位	保険給付費	利用者負担額 標準の時間帯	標準以外の時間帯の場合	
					夜間・早朝	深夜
20分～45分未満	生活2・Ⅱ	197単位	2,011円	202円	252円	303円
45分以上	生活3・Ⅱ	242単位	2,470円	247円	309円	370円

*自己負担額は、夜間・早朝帯が25%増、深夜帯は50%増となります。

*20分未満の設定はありません。

「総合事業」(要支援1・2の方)の場合

介護予防訪問介護費(1月につき)	料金	自己負担額
介護予防訪問介護費(Ⅰ) 要支援1・2の方で週に1回程度の訪問の必要な場合	12,006円	1,201円
介護予防訪問介護費(Ⅱ) 要支援1・2の方で週に2回程度の訪問が必要な場合	23,983円	2,399円
介護予防訪問介護費(Ⅲ) 要支援2の方で上記(Ⅱ)の回数を超える程度の訪問が必要な場合	38,052円	3,806円

※その他(加算等)

加算対象サービス

項目	料金	利用者負担額
訪問介護初回加算	2,246円/月	225円/月
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4%乗じた料金	介護保険負担割合に準ずる

(4) キャンセル料

緊急、やむを得ない場合を除き利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

・前日 17 時までの連絡なら無料、それ以降はキャンセル料 1,000 円ご請求いたします。

(5) コピー代

サービス実施記録の複写物を請求した場合には、1 枚につき実費 10 円を負担していただきます。

(6) 支払方法

請求方法 ご利用料金・その他の費用は、ご利用いただいた月の合計金額によりご請求致します。ご請求書は、ご利用明細を添えてご利用月の翌月 20 日までにお渡しします。

支払い方法 現金にてお支払いいただくか、各月 27 日に口座引き落としにてお支払いいただきます。
※銀行振込をご希望の方は、お申し出ください。

◎サービスの利用方法

(サービスの利用開始)

お電話などでお申し込みいただくか、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターの担当者にご相談下さい。担当者からケアプランをいただき、利用者との契約が締結した後からサービスの提供を開始します。

(サービスの終了)

○利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

○当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書でご連絡いたします。

○自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

○その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または弊社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止を

しばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

◎当事業所の運営方針

利用者の立場に立って、介護保険法の訪問介護の業務を全うします。

◎緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族や身内、 代理人のかた	氏名	連絡先	

◎損害賠償について

事業者の責任においてご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の心身の状態を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい損保 保険名 社会福祉総合損害賠償保険

◎個人情報の取扱について（秘密保持）

- (1) 個人情報の収集は、その利用者の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- (2) 個人情報の利用は、同意を得た利用者目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供する事はしません。同意・依頼の下で個人情報・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。
- (4) 個人情報の変更、削除の申し出があったときは、速やかに調査を行い必要とする事由がある場合は、変更、削除を行います。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① ヘルパーステーション笑美寿による適切なサービスの提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業所との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑥ ご家族に対するご本人の心身状況や利用状況に関する報告のため
- ⑦ 審査支払い期間（国保連）や保険者からの照会などの、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑧ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑨ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

◎虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じます。

◎感染や災害の対策

感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し対応力の向上を図ります。

◎ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、働きやすい環境づくりに努めます。利用者またはご家族、関係者が職員に対し、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等も迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

◎サービスの内容に関する苦情

苦情相談窓口 (受付時間 8:30～17:30)	受付担当者：城戸康子（サービス提供責任者 076-443-9255） 比護 正（サービス提供責任者 076-438-9255） 解決責任者：野尻雅枝（管理者）
外部苦情申立て機関 および連絡先	【富山市役所介護保険課】 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 Tel 076-443-2041 Fax 076-443-2076 【富山県国民健康保険団体連合会】 〒930-0871 富山市下野字豆田995-3 県市町村会館内 Tel 076-431-9833 Fax 076-431-9834 【富山県福祉サービス運営適正化委員会】 〒930-0094 富山市安住町5番21号 Tel 076-432-3280 Fax 076-432-6532

第三者評価

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

【契約書】

第1条（契約の目的）

株式会社ブレイン、ヘルパーステーション笑美寿（以下、「事業者」という。）は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画・介護予防サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問介護・介護予防訪問介護の内容）

- 1 事業者は、第3条に定めた訪問介護計画に沿ってサービスを提供します。事業者は訪問介護の提供にあたりその内容について利用者に説明します。
- 2 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は事業者の営業時間内に、その事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は当該利用者に関する、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者はサービスの対価として、利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は当月の料金の合計額を、重要事項説明書に定める方法により支払います。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までには通知することにより、キャンセル料均等を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が止むを得ない理由が無いにも関わらず、サービス提供日の前日午後5時までには通知無く、サービスを中止した場合は、事業者は利用者に対してキャンセル料を請求致します。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は利用者の体調不良等の理由により、訪問介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金表を作成しお互いに取り交わします。
- 3 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - (3) 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害の賠償をします。
- 2 利用者の故意又は重大な過失により、事業者の設備及び備品に、通常の保守及び管理の限度を超える補修が必要となった場合は、利用者は事業者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師など医療機関等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、事業者双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する富山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

令和 年 月 日

事業者 株式会社 ブレイン
住所 富山県富山市中島2丁目1-43
代表者 代表取締役 酒井 重数
事業所名 ヘルパーステーション笑美寿
事業所住所 富山県富山市田畑 852-3
介護保険訪問介護事業所指定番号 1670115730号
(介護予防・総合事業訪問介護指定番号も上記同)
管理者 野尻 雅枝

説明者 _____ (職種 _____)

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項及び契約書に基づいて重要な事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても、同意します。

○契約者（利用者）

(〒) _____ - _____

住所： _____

氏名： _____

電話： _____

○身元引受人（家族等）

(〒) _____ - _____

住所： _____

氏名： _____ (続柄 _____)

電話： _____

緊急連絡先： _____

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名の上、各1通保有するものとする。

【注意】この『重要事項説明書』及び『契約書』は、利用者と当事業所の契約内容が記載されています。契約期間中は、大切に保管下さいますようお願いを申し上げます。